

「川崎市立学校体育館空調設備整備等事業」に係る実施方針等に関する質問への回答

| No | 資料名  | 該当箇所 |     |     |   |     |  | タイトル              | 質問                                                                                                               | 回答                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----|------|------|-----|-----|---|-----|--|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |      | 頁    | 項   |     |   |     |  |                   |                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 1  | 実施方針 | 2    | 1   | (1) | キ | (ア) |  | 空調設備等の設計業務        | 空調設備等の設計のための対象校の一般図作成、各対象校の設計図書の作成となっていますが、元になる既存図のCADデータや紙媒体の図面は全て貸与いただける認識でよろしいですか。                            | 対象校の図面等の資料は、PDF、CAD、TIF等、市が保有するデータ形式にて、貸与可能なものを全て貸与しますが、全対象校・全対象室の図面等は揃わない可能性があります。その場合であっても、実施方針別紙1 リスク分担表No21「資料提供リスク」にあるとおり、本市が提供した図面等の資料の範囲で把握できなかった情報に関するリスクは、原則事業者が負担することとし、必要な情報の把握のために事業者にて調査等を行ってください。                                        |
| 2  | 実施方針 | 3    | 1   | (1) | ク |     |  | 選定事業者の収入          | 本事業の予定価格は入札公告時にお示しいただける理解でよろしいでしょうか。                                                                             | お見込みのとおりで結構です。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 3  | 実施方針 | 3    | 1   | (1) | ク | (ア) |  | 設計・施工のサービス対価      | 「各施工年度における空調設備等の所有権移転後に当該会計年度の終了日までに支払う。」とございますが、各年度毎に所有権移転したもののについて一括でお支払いいただける認識でよろしいでしょうか。                    | 詳細は入札説明書等で示しますが、設計・施工等のサービス対価は、事業年度にわたって割賦払いすることなく、各年度毎に所有権移転した空調設備等の分については、当該年度において一括して支払う予定です。なお、現時点では、各年度の上期・下期にそれぞれ引渡しを受けた分について、上期・下期の2回の支払い時期を設けてお支払する予定をしています。<br>なお、支払期限について、「当該会計年度の終了日まで」としていましたが、「当該会計年度の出納閉鎖の日(5月31日)まで」とするよう、入札説明書等で修正します。 |
| 4  | 実施方針 | 3    | 1   | (1) | ク | (ア) |  | 設計・施工等のサービス対価     | 設計・施工等のサービス対価については、「各施工年度毎に当該会計年度の終了日までに支払う」とありますが、各年度の支払い回数は1回づつの支払いでしょうか                                       | 質問No3への回答をご参照ください。                                                                                                                                                                                                                                     |
| 5  | 実施方針 | 3    | 1   | (1) | ク | (ア) |  | 設計・施工等のサービス対価     | 空調設備等の設計・施工等のサービス対価について、空調設備等の所有権移転後に各施工年度分が一括で支払われ、維持管理期間における割賦払いは想定されていない理解でよろしいでしょうか。                         | お見込みのとおりで結構です。なお、設計・施工のサービス対価の支払い方法については、質問No3への回答をご参照ください。                                                                                                                                                                                            |
| 6  | 実施方針 | 3    | 1   | (1) | ク | (ア) |  | 設計・施工等のサービス対価     | 空調設備等の設計・施工等のサービス対価として、各施工年度に支払われる対価については、当該年度の保険料、SPC管理費用(弁護士や税理士及び会計士等の費用等)及び資金調達に伴う金利等の費用も含まれるという理解で宜しいでしょうか。 | 詳細は入札説明書等で提示します。現時点では、各年度の設計・施工に伴う保険料、建中金利等は設計・施工等のサービス対価に含めることを想定しています。また、SPC設立に係る費用及び初年度のSPC管理費用は、初年度の設計・施工等のサービス対価に含め、2年度目以降のSPC管理費用は各年度の維持管理のサービス対価に含めることを想定しています。                                                                                 |
| 7  | 実施方針 | 3    | 1   | (1) | ク | (イ) |  | 維持管理のサービス対価       | 空調設備等の維持管理のサービス対価として、各施工年度に支払われる対価については、当該年度の保険料、SPC管理費用(弁護士や税理士及び会計士等の費用)及び資金調達に伴う金利等の費用も含まれるという理解で宜しいでしょうか。    | 詳細は入札説明書等で提示します。現時点では、各年度の維持管理に伴う保険料、SPC管理費用等は維持管理のサービス対価に含めることを想定しています。質問No6の回答も参照してください。                                                                                                                                                             |
| 8  | 実施方針 | 4    | 1   | (1) | ク | (イ) |  | 維持管理のサービス対価       | 令和9～11年度の維持管理のサービス対価の支払回数は年度毎に1回づつの支払いでしょうか                                                                      | 詳細は入札説明書等で示しますが、現時点では、各年度、上期・下期の2回の支払い時期を設けてお支払する予定をしています。                                                                                                                                                                                             |
| 9  | 実施方針 | 7    | 2   | (4) | ア | (ア) |  | 入札参加者の構成等         | 設計、工事監理、施工、維持管理以外の業務(事業マネジメントやSPCの事務管理、資金調達業務など)を担う企業についても、構成企業又は協力企業として参加することは可能という理解でよろしいでしょうか。                | お見込みのとおりで結構です。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 10 | 実施方針 | 7    | 2   | (4) | ア | (イ) |  | 入札参加者の参加資格要件      | 設計、施工、工事監理、維持管理以外の業務を行うもの(例えばSPC管理業務やFA業務等)が、構成員または協力企業として参加する場合の要件は、該当箇所記載の「入札参加者の参加資格要件(共通)」を満たせば良いということでしょうか  | お見込みのとおりで結構です。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 11 | 実施方針 | 7    | 2   | (4) | ア | (イ) |  | 入札参加者の参加資格要件(共通)  | 設計、工事監理、施工、維持管理以外の業務を担う企業が構成企業又は協力企業として参加する場合、当該企業は2 (イ)「入札参加者の参加資格要件(共通)」を満たすことで、他の要件は特段不要という理解でよろしいでしょうか。      | お見込みのとおりで結構です。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 12 | 実施方針 | 9    | 2   | (4) | ア | (ウ) |  | 入札参加者の参加資格要件(業務別) | 記載されているa～d以外の業務(例:アドバイザリー業務、プロジェクトマネジメント業務)を役割として参加する構成員・協力企業に求められる資格要件は、「(イ) 入札参加者の参加資格要件(共通)」のみという認識でよろしいでしょうか | お見込みのとおりで結構です。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 13 | 実施方針 | 10   | 2   | (2) |   |     |  | 現地見学会             | 全校見学可能でしょうか。若しくは事業者の希望する学校のみでしょうか。                                                                               | 本市の提示する日程の範囲で、全対象校を見学できる機会を設けることを予定しています。                                                                                                                                                                                                              |
| 14 | 実施方針 | 11   | 4   | (1) | エ |     |  | 特別目的会社の設立に関する要件   | 「SPCへの出資は入札参加者の構成員が行うこと」とございますが、構成員以外の第三者が「その他出資者」としての参加は認められますでしょうか。                                            | SPCに出資はするものの、SPCから直接業務を請け負わない場合での参加について、特段排除されるものではありません。その場合の要件等、詳細は、入札説明書等で示します。                                                                                                                                                                     |
| 15 | 実施方針 | 11   | 2   | (4) | エ |     |  | 特別目的会社の設立に関する要件   | 特別目的会社の設立要件ですが、「各役割(設計、施工、工事監理、維持管理)から少なくとも1社以上の出資が必要」等の要件はないという認識でよろしいでしょうか                                     | お見込みのとおりで結構です。                                                                                                                                                                                                                                         |
| 16 | 実施方針 | 11   | 2   | (4) | エ |     |  | 特別目的会社の設立に関する要件   | SPCについて、会計監査人設置は必須でないという理解でよろしいでしょうか。                                                                            | 詳細は入札説明書等で示しますが、ご理解のとおりとなる予定です。なお、公認会計士の監査済み財務書類の提出を求めることを想定しています。                                                                                                                                                                                     |
| 17 | 実施方針 | 15   | 別紙1 |     |   |     |  | 工事費増加リスク          | 現在の中東情勢のような事業者の責めに帰さない事由による急激な工事費用増加については事業者側のリスクとしない理解でよろしいでしょうか。                                               | 詳細は、入札説明書等で示します。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 18 | 実施方針 | 16   | 別紙1 |     |   |     |  | 工事遅延リスク           | 現在の中東情勢のような事業者の責めに帰さない事由による工事遅延については事業者側のリスクとしない理解でよろしいでしょうか。                                                    | 詳細は、入札説明書等で示します。                                                                                                                                                                                                                                       |
| 19 | 実施方針 | 16   | 別紙1 |     |   |     |  | 別紙1 リスク分担表 NO15   | 昨今の中東情勢による影響で追加コストが発生した場合は、不可抗力事由として取り扱って頂けるとの認識でよろしいでしょうか                                                       | 詳細は、入札説明書等で示します。                                                                                                                                                                                                                                       |

| No | 資料名          | 該当箇所 |   |     |   |     |  | タイトル              | 質問                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 回答                                                                                                                                                                                                  |
|----|--------------|------|---|-----|---|-----|--|-------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |              | 頁    | 項 |     |   |     |  |                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                     |
| 20 | 要求水準書<br>(案) | 3    | 1 | (6) |   |     |  | 本事業のスケジュール        | 施工期間が令和12年3月までと設定されており、別紙2において対象校毎の施工可能期間が設定されています。民間事業者のノウハウを活用した施工期間の短縮の提案は原則受け付けないという理解でよろしいでしょうか                                                                                                                                                                                                                                                              | 対象校の施工年度の変更は受け付けられませんが、各パターンの「施工可能期間」の中での施工期間の短縮については、提案を受け付ける予定です。<br>ただし、今後、事業開始後の調整において、各学校の「施工可能期間」は変動する可能性があり、現在示す「施工可能期間」での施工が可能であることを前提に、それ以外の期間も含めた工期調整を可能とする、調整幅のある柔軟性の高い提案を求めることを想定しています。 |
| 21 | 要求水準書<br>(案) | 6    | 2 | (1) | ア |     |  | 付属室について           | 付属室については、現況に応じて電気式パッケージエアコンを採用してよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 要求水準書(案)P6 2・(1)・イ・(イ)にあるとおり、原則として、電源自立型GHPまたは、標準型GHPとしてください。                                                                                                                                       |
| 22 | 要求水準書<br>(案) | 6    | 2 | (1) | イ | (イ) |  | 電源自立型GHP<br>価格    | R32機種の電源自立型GHPは2029年4月に指定製品化予定です。入札時点で価格が不明のため、指定製品化に伴う価格上昇が発生した場合は事業費の追加要件として認められますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                        | 詳細は、入札説明書等で示します。                                                                                                                                                                                    |
| 23 | 要求水準書<br>(案) | 6    | 2 | (1) | イ | (イ) |  | グリーン購入法           | グリーン購入法改正により店舗用エアコン、ビル用マルチは「JRA GL-17」への適用として、常時監視システムの使用が明記されましたが、本事業において電源自立型GHP、標準GHPも同様のシステムは必要になりますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                    | 本要求水準書で「標準型 GHP を設置する場合には、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適合した機種を選定すること」(P6)としており、本事業においては法令を遵守し要求水準を満たしていることを求めますが、それを上回る提案を妨げるものではありません。                                                         |
| 24 | 要求水準書<br>(案) | 6    | 2 | (1) | イ | (イ) |  | 室外機               | 武道場に設置する室外機は、事業者の提案により連結型でもよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 要求水準書に示す内容がすべて満たされる場合において、提案を妨げるものではありません。                                                                                                                                                          |
| 25 | 要求水準書<br>(案) | 6    | 2 | (1) | イ | (ウ) |  | 空調設備等に関する一般的要件    | 大空間特有の温度ムラに対する許容範囲(上下温度差等)について考え方を教えて下さい。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 温度ムラに対する基準は特にありませんが、床上3m程度までの空間で極力温度ムラが出ないよう室内機の配置等に配慮してください。                                                                                                                                       |
| 26 | 要求水準書<br>(案) | 7    | 2 | (1) | ウ |     |  | 換気設備              | 対象校のうち、大師小学校、今井小学校、橋小学校については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく特定建築物として必要な換気設備の設置等を行うこととありますが、具体的にどのような換気設備機器を設置し、どの程度の換気量を確保するかのお考えはありますでしょうか。                                                                                                                                                                                                                            | 設計業務の中で事業者にて必要な能力を確認の上、適切な換気設備機器を設置していただくことを、想定しております。                                                                                                                                              |
| 27 | 要求水準書<br>(案) | 7    | 2 | (1) | カ |     |  | リモコン              | リモコンは対象室毎に1個以上、設置されていれば問題ないでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 要求水準として台数に規定は設けませんが、集中管理コントローラーも含めて、半面ずつの利用ができるなど、使い勝手のよい台数や区分け等の提案を妨げるものではありません。                                                                                                                   |
| 28 | 要求水準書<br>(案) | 8    | 2 | (1) | キ |     |  | 集中管理<br>コントローラー   | 体育館と武道場が対象となっている学校については、集中管理コントローラーは1台でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 体育館アリーナに1台設定されることで結構です。                                                                                                                                                                             |
| 29 | 要求水準書<br>(案) | 9    | 2 | (1) | ケ |     |  | 計量器               | 上から6行目に「対象校別のエネルギー消費量」とありますが27ページ(ウ)では「対象校別」となっています。計測も対象校別でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 要求水準書のうちP9「対象校別のエネルギー消費量(月単位)」及びP27「対象校別の空調設備等に係る月別エネルギー消費量(空調環境提供に係る消費分)」を、それぞれ「室外機別のエネルギー消費量(月単位)」及び「対象校別及び室外機別の空調設備等に係る月別エネルギー消費量(空調環境提供に係る消費分)」に修正します。                                          |
| 30 | 要求水準書<br>(案) | 8    | 2 | (1) | ケ |     |  | エネルギー消費<br>量の計量   | 計量するエネルギー消費量は室内機を除いた値でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 要求水準としては、「室外機のみ」のエネルギー消費量が計量できることを求めますが、設備等の仕様上、室内機のエネルギー消費量が含まれて計測されることになるものに関しては、室内機分を除くことまでを求めるものではありません。                                                                                        |
| 31 | 要求水準書<br>(案) | 9    | 2 | (1) | ケ |     |  | 計量器               | エネルギー消費量は、室外機のみでよろしかったでしょうか。もしくは、室外機別・室内機別のガス消費量・電力消費量が必要でしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 要求水準としては、「室外機のみ」のガス及び電力消費量が計量できることを求めますが、室内機別のそれぞれのエネルギー消費量が計測できる提案を妨げるものではありません。                                                                                                                   |
| 32 | 要求水準書<br>(案) | 9    | 2 | (3) |   |     |  | エネルギー供給<br>に必要な設備 | 変圧器に関して、本事業で設置する機器の最大負荷を合算して、定格電流が80%以上となるものは事業者の負担において交換又は増設等の対応をおこなうことと記載があります。GHPの場合、起動時において通常運転時より大きい起動電流が流れますが、GHPの起動電流を最大負荷として計算を行うという認識でよろしいでしょうか。                                                                                                                                                                                                         | GHPの起動時の電流は、最大負荷として見込まなくてもよいものとします。                                                                                                                                                                 |
| 33 | 要求水準書<br>(案) | 9    | 2 | (3) |   |     |  | エネルギー供給<br>に必要な設備 | 変圧器に関して定格電流80%以上となる場合の変圧器の交換・増設等は事業者負担とされています。しかしながら、入札公告から提案締切までの短期間で全114校の既存負荷および変圧器容量を事業者が現地調査・積算することは物理的に不可能です。<br>つきましては、「入札公告時に、前年度最大デマンド値だけでなく、各校の「既存変圧器の定格容量」データも合わせて貴市から開示いただけるか」、また「事前に貴市から開示されたデータ(デマンド値および変圧器容量)」に基づき、提案時点で変圧器更新が不要と判断した学校において、事業者選定後の詳細設計や現地精査で方が80%超過が判明し交換・増設が必要となった場合、その費用は設計変更として貴市が負担(増額精算)いただけるか」のどちらかの対応が必要となると存じますがいかがでしょうか。 | 既存変圧器の定格容量、令和7年度の平均デマンド値、最大デマンド値について、確認できている学校については資料を提供する予定です。<br>また、入札以降に発生した他工事等の影響により、変圧器の交換・増設等が必要になった場合は、対応について協議します。                                                                         |
| 34 | 要求水準書<br>(案) | 10   | 2 | (3) |   |     |  | エネルギー供給<br>に必要な設備 | LPガス容器的収納庫、集合装置、自動切替装置や遠隔監視装置等の設置が求められていますが、「これらの遠隔監視システムや通信インフラ、自動切替装置等の設備は、貴市が別途契約するLPガス供給業者の指定仕様(または配送業者が用意すべき受信端末)に合わせる必要があるのか、あるいはPFI事業者が任意に仕様を選定して設置してよいのか」、責任分界点と合わせて詳細をご教示ください。                                                                                                                                                                           | 本市が提示する各校のLPガス供給業者と調整して、本事業で整備することとします。                                                                                                                                                             |
| 35 | 要求水準書<br>(案) | 10   | 2 | (4) |   |     |  | 空調設備等の設置等         | 室外機は原則地上設置とし、と記載がありますが、事業側より提案した設置場所から学校の要望で設置場所が変更となり追加コストが発生した場合は貴市の負担という認識でよろしかったでしょうか。                                                                                                                                                                                                                                                                        | 要求水準書(案)P17 3・(3)・ウにおいて、設計業務の要求水準として、室外機、室内機の設置場所は、分かりやすい資料を用いて、学校の了承を得ることを求めていますので、事業者側の提案した設置場所から変更となった場合も、本市が追加コストを負担することはありません。                                                                 |

| No | 資料名          | 該当箇所 |   |     |   |  |  | タイトル                      | 質問                                                                                                             | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----|--------------|------|---|-----|---|--|--|---------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |              | 頁    | 項 |     |   |  |  |                           |                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 36 | 要求水準書<br>(案) | 11   | 2 | (5) |   |  |  | 電源自立型GHP<br>の発電電力につ<br>いて | 電源自立型GHPで発電した電力を供給するコンセントは、災害時<br>以外は利用しないとの認識でよろしいでしょうか。                                                      | 災害時以外もコンセントとして使用できるよう、商用電源も接続す<br>るようになしてください。要求水準書(案)を修正します。                                                                                                                                                                                                                                                |
| 37 | 要求水準書<br>(案) | 17   | 3 | (3) | エ |  |  | エネルギー供給<br>にかかる調整         | LPガスの貯蔵量の増対応を行う、と記載がありますが、貯蔵量の<br>設定は貴市から指定があるのでしょうか                                                           | LPガスの貯蔵量の増対応については、事業者においてLPガス供<br>給事業者等と協議の上、設定してください。なお、設定にあたって<br>は次の点を満たしてください。<br>①当該体育館における空調設備の使用時間、過年度のLPガス<br>使用量、LPガスの気化速度、補充頻度を考慮し、日常の利用に<br>支障がない貯蔵量を確保すること。なお、通常時における当該体<br>育館における空調設備の使用時間は、市が示すことを想定して<br>います。<br>②当該体育館において、LPガスの補充がなくても最大3日間は、<br>空調設備等の運転が可能量のLPガスが、常に貯蔵されている<br>状態を確保すること。 |
| 38 | 要求水準書<br>(案) | 17   | 3 | (3) | エ |  |  | エネルギー供給<br>にかかる調整         | LPガス業者の補充頻度の調整等を行う、と記載がありますが、具<br>体的にどのような業務となりますでしょうか。                                                        | 質問への回答No37を参照してください。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 39 | 要求水準書<br>(案) | 19   | 4 | (3) | ア |  |  | 共通事項                      | 立会い費用及び現況の電気容量の確認のため電気主任技術者<br>の間合せは可能でしょうか。                                                                   | 電気容量については、入札公告時にお示しする予定ですが、電<br>気主任技術者の連絡先は、お伝えできません。                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 40 | 要求水準書<br>(案) | 22   | 4 | (3) | セ |  |  | 共通事項                      | 石綿含有、非含有が確認可能な調査結果については、貸与資<br>料として事前に頂くことは可能でしょうか。                                                            | 本市で保有している調査結果については、貸与する予定です。                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 41 | 要求水準書<br>(案) | 23   | 4 | (3) | セ |  |  | その他                       | アスベストレベル3に関する対応コストは事業者負担。アスベスト<br>レベル1、2に関する対応コストは貴市の負担という認識でよろしい<br>でしょうか                                     | アスベストレベル3についてはご理解のとおりです。アスベストレ<br>ベル1、2については、残存していないものと認識していますが、調<br>査の結果存在した場合は、対応について協議します。                                                                                                                                                                                                                |
| 42 | 要求水準書<br>(案) | 29   | 7 | (3) | ア |  |  | 点検について                    | シーズンイン点検は、夏季と冬季それぞれ実施するという認識で<br>よろしいでしょうか。                                                                    | お見込みのとおりで結構です。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 43 | 要求水準書<br>(案) | 30   | 7 | (3) | エ |  |  | 共通事項                      | 天災にともなう修繕及び代替品については、別紙1 リスク分担表<br>の「不可抗力リスク」の適用という認識でよろしいでしょうか。                                                | お見込みのとおりで結構です。詳細は、入札説明書等で示しま<br>す。                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 44 | 要求水準書<br>(案) | 37   |   |     |   |  |  | 別紙2 対象校<br>毎の施工可能期<br>間   | 各学校の「選択可能パターン」から選択することを想定されていま<br>すが、事業実施段階において、貴市・学校の事情による施工期<br>間の変更に伴い追加コストが発生した場合は貴市の負担という理<br>解でよろしいでしょうか | 本市が示す「施工可能期間」は現時点での想定として示すもので<br>あり、変更が生じる可能性があります。詳細な施工期間は、契約<br>締結後、事業者にて各学校と調整の上決定されるものであり、そ<br>れがあらかじめ本市の示す「施工可能期間」と差異があった場合<br>でも、市側でそれに伴う費用負担は原則として行いません。ただ<br>し、本市の示す「施工可能期間」に対し、大幅な差異が生じる場<br>合には、協議に応じることを想定しています。                                                                                  |
| 45 | 要求水準書<br>(案) | 64   |   |     |   |  |  | 付属室の室内機<br>について           | 付属室の室内機で冷房能力が低いものは体育館の室外機系統<br>からよろしいでしょうか。                                                                    | 付属室の室外機系統については、要求水準書(案)P6 2・(1)・<br>イ・(イ)にあるとおり、対象校毎に体育館アリーナと同系統として良<br>いこととしています。                                                                                                                                                                                                                           |